

勤労者ニュース No. 59

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095 E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

いよいよ東京オリンピックが開催される年となりました。インバウンド消費の好調もあり、関西の景気は緩やかに改善し、オリンピックに向けて更なるインバウンド消費が期待される状況ですが、事業所にとっては、少子高齢化などによる人手不足により従業員を新たに採用するのは厳しい状況です。人手不足による事業制約を指摘する声も広がっており、人手不足関連倒産も増えています。

また、働き方改革関連法の施行が順次始まり、より一層、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が可能な職場が求められています。職場環境の改善など魅力ある職場を作ることは人手不足解消につながります。

さらに、人事業務においてもAIやビッグデータの活用といったテクノロジーを活用するHRテクノロジーが話題になるなど雇用・労働をめぐる環境が大きく変わりつつある時期ですが、世の中の動向を参考にしながら従業員を大切にしていくことが事業を継続していくうえで重要になってきています。豊中市は、国の支援策も活用しながら、働く人、仕事を探す人、事業所の皆さんを応援しています。

目次

正社員と非正規社員の間での不合理な待遇差が禁止されます	2
オフィス・事業所など4月から原則屋内禁煙となります	2
時間外労働の上限規制 中小企業は4月から施行	3
SDGsに取り組みませんか	3
就職氷河期世代を支援する取り組みが始まっています	4
人権政策課出前講座・男女共同参画苦情処理制度のご案内	5
豊中市民が受診できる検診のご紹介	6
ギャンブル依存症相談窓口	6
まずは受けよう! HIV/エイズ・梅毒セット検査	7
大阪府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」	7
豊中市中小企業勤労者互助会のご案内	8

今号の同封物

以下のチラシや案内を同封しています。事業所の皆さんにとって役立つ情報をお届けしますので、事業所の状況に合わせてご活用ください。

- 労働セミナーチラシ ●豊中市中小企業勤労者互助会の案内 ●市立豊中病院がん相談支援センターの案内 ●豊中市企業人権啓発推進員協議会の案内 ●ビジネス支援図書館チラシ
- 卒煙チラシ ●HIV・梅毒セット検査チラシ ●アスマイルチラシ ●eLTAX チラシ
- イクボスチラシ



正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます

同一企業内において、不合理な待遇差を設けることの禁止を定めたパートタイム・有期雇用労働法が令和2年(2020年)4月1日に施行されます。

(中小企業は令和3年(2021年)4月1日から適用)

事業主に求められることは・・・？

- 1 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- 2 短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



例えば

「食堂、休憩室、更衣室は同一利用に」正規・非正規にかかわらず、更衣室や食堂など同一の利用を保障しなければいけません

オフィス・事業所など4月から原則屋内禁煙となります

健康増進法の改正などにより、多くの人を利用する全ての施設(2人以上の人が利用する施設)は令和2年(2020年)4月から原則屋内禁煙となります。専用の喫煙室を設置すれば、喫煙室内のみ喫煙可能ですが、義務違反時には、指導・命令・罰則等が適用される場合があります。



対象施設(第二種施設)

オフィス、事業所、事務所、工場、ホテル、旅館、体育館、集会場、娯楽施設、美容院、飲食店など

既存飲食店は経過措置として店内を禁煙か喫煙かを選択できます(喫煙を選択する場合は保健所へ届出をお願いします)。ただし、20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立ち入りが禁止となります。

●事業所の管理者のみなさんへ●

「喫煙禁止場所の灰皿等設置禁止」 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具・設備を設置しないでください【違反時の罰則：50万円以下の過料】

「標識の掲示」 喫煙室を設置する場合は、喫煙室の出入口とその施設の出入口の見やすい場所に、その旨を表示してください【違反時の罰則：50万円以下の過料】

「違反者への注意」 喫煙禁止場所において、喫煙している人や喫煙をしようとしている人がいれば喫煙の中止または退出を求めてください【努力義務】

この機会に従業員の皆さんのタバコからの卒業(卒煙)を考えてみませんか？

「とよなか卒煙プロジェクト」のチラシを同封しています。ぜひ、ご覧ください。

(期間限定)

時間外労働の上限規制

中小企業は令和2年(2020年)4月から施行されます ご注意ください

時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

また臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、

時間外労働・・・年720時間以内

時間外労働 + 休日労働・・・月100時間未満、

2～6か月平均80時間以内とする必要があります。

原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。法律に違反しているかは、「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。
※所定外労働時間…就業規則に定められた時間を超えた時間

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にする原因となっています。「働き方改革」の一環として時間外労働の上限が法律に規定されましたので、これを機にワーク・ライフ・バランスの改善に取り組んでください。

問い合わせ先：淀川労働基準監督署 06-7668-0268



【SDGsに取り組みませんか】

■SDGsって

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)までの国際目標です。「誰一人取り残さない」ことを理念とし、**経済・社会・環境の課題を統合的に解決**することの重要性が示されているもの。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

これは、平成13年(2001年)に策定された主に発展途上国の開発分野における国際社会共通の目標・ミレニアム開発目標(MDGs)の後継となるもので、先進国にも共通する普遍的な内容となっています。また、20世紀終盤に提唱された企業経営に経済・社会・環境への配慮を求めるトリプルボトムラインとも共通する考え方です。

■企業が取り組む理由って

SDGsの目標を達成するためには企業も重要な役割を担っており、1社ずつの取り組みの積み重ねが持続可能な社会の構築につながっていきます。また、SDGsへの取り組みが取引先の選定や資金調達の際に参考にされるなど、個々の企業の経営に影響を及ぼすことが考えられます。

既存の取り組みをSDGsのゴールに当てはめて整理する方法もありますが、SDGsで掲げられた目標達成において自社は何ができるのかを考えることで新たなビジネスにつながる可能性があるとも言われています。

■人事・労務面で気にすることは

ゴールの一つとして、目標8に「働きがいも 経済成長も」が掲げられています。その中では、同一労働同一賃金の達成や安全・安心な労働環境の促進も求められています。**自社の社員一人ひとりが安心して働き続けられる職場環境を整えていくこともSDGsの取り組みにつながります。**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
持続可能な社会のための17の目標



～就職氷河期世代を支援する取り組みが始まっています～

政府はいわゆる就職氷河期世代の方々への支援として「厚生労働省 就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開するとしています。

就職氷河期世代とはバブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期である平成5年(1993年)から平成16年(2004年)頃に就職活動を行っていた世代であり、現在は30代半ばから40代半ばに至っています。

この中には希望する就職ができず不本意ながら非正規雇用で働き続けることを余儀なくされた方や、長期にわたり無業の状態にある方、ひきもりの方などが含まれ、そうした人々は様々な課題に直面しています。

総務省「平成30年(2018年)度労働力調査」によると、35歳から44歳のうち、非正規雇用などの不安定な就労状況にある方は約50万人。長期にわたり無業状態の方は約40万。さらに社会参加に向けて支援が必要な方を加えると、就職氷河期世代のうち約100万人にもものぼります。

これらの世代はバブル経済崩壊という本人の努力や能力とは別の要因で、就職という社会人としての第一歩を踏み出せず、その後の人生まで左右されており、日本型雇用制度の流動性の低さも相まって、正社員としてのキャリアを積めないまま年齢を重ねてきた方や、持てる力を発揮できずに人生を諦めている方が多くいる状況は、社会の持続性の観点からも社会全体で取り組まなければなりません。

一方で人口減少、少子高齢化の進展により慢性的な労働力不足となり、特に中小企業では人材の確保が困難となってきています。

豊中市では、支援が必要な方を相談窓口でキャッチし、就労体験を経て、人手不足に悩む企業とのマッチングに取り組んでいます。

一般社団法人キャリアブリッジが厚生労働省から受託し運営している「とよの地域若者サポートステーション」は、生活困窮者自立支援窓口である「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」と一体的にワンストップ型支援を行う「サポステプラス」を実施し、相談の入口となる窓口を設置し、個々の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援を実施しています。

また、豊中市が設置している「無料職業紹介所・豊中」では、「自分に合った仕事を見つけたい」「就労までの一歩を踏み出すきっかけがほしい」と考えている就職氷河期世代やひきこもり経験者を応援する取り組みを実施しており、市内事業者の協力を得て、企業見学会や事業所内体験実習(インターンシップ)を実施することでこれらの方々への未経験職種へのチャレンジを促しています。採用側としてもミスマッチを防げるメリットが期待できますので、ご協力をいただける事業所の皆さんからの連絡もお待ちしております。



とよの地域若者サポートステーション 火～土 10:00～18:30 TEL 06-6151-3017

無料職業紹介所・豊中 月～金 9:00～17:00 TEL 06-6858-6862

「出前講座」をご存じですか？

豊中市では、市民の皆さんのご要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度についてお話しする「出前講座」を実施しています。「社員研修でセクハラ防止を扱いたいけど何をすればいいかわからない」、「労務管理の一環として、男女雇用機会均等法を学びたい」などのご希望にお応えし、経営者のみなさまのお手伝いをします。グループの勉強会などにも是非ご活用ください。

<例>

- セクシュアル・ハラスメントとは？
- 男女共同参画社会の実現をめざした豊中市の取り組み
- 男女雇用機会均等法について
- DV（ドメスティック・バイオレンス）について



【申込み・お問合せ】 豊中市 人権政策課 電話：06-6858-2654

男女共同参画 苦情処理制度って？



職場で性別による差別を受けている…

セクハラやマタハラを受けて困っている…

そんなときは…まずご相談ください。

- 専門調査員が対応します。
- プライバシーは守ります。

● まずはお電話かメールをください●

男女共同参画苦情処理窓口

電話：06-6840-8055

danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp

【受付日時】 毎週 火・土曜日（年末年始除く）

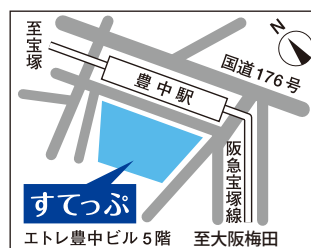
10時～16時（電話・面談）

メールは終日受付（メール回答に少しお時間いただきます）

ご利用
ください！

とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

すてっぷは、豊中市域のあらゆる分野への男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図ることを目的とした事業を行う施設です。市内外どなたでも利用できます。



情報ライブラリー 【お問合せ】 電話：06-6844-9735

男女共同参画推進に関する図書・資料（約22,000点）等の閲覧・貸出など無料で利用できます（貸出にはすてっぷ情報ライブラリーカードが必要）。また、職場研修に使えるDVD・ビデオの貸出も行っています。

女性のための相談室 【予約・お問合せ】 電話：06-6844-9739

女性が生きていくうえで抱える問題や悩みについて、女性の専門家が相談を受けます。相談はすべて無料、秘密は守られます。生き方総合相談、ガールズ相談、労働相談、就労相談、法律相談、からだと心と性の相談があります。（要予約 電話相談【06-6844-9820】は予約不要）

市民活動の場（駅近の貸ホール・貸会議室）【お問合せ】 電話：06-6844-9774

会議・学習・市民活動などに使える貸室があります（営利目的の利用は不可）。ロビーには印刷機、コピー機、授乳室、子どもが遊べるキッズスペースもあり、幅広くご利用いただけます。

学び・交流の場（講座・イベント）

女性の就労支援や各種講座の実施、企業向けの研修講師派遣もいたします。詳しくは、お問合せください。

【お問合せ】 電話：06-6844-9773

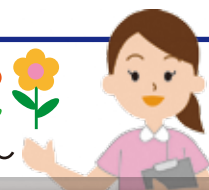
男性のための電話相談 【専用電話】 06-6844-9111

第2火曜日18時～20時 第4土曜日13時～17時
男性相談員による男性専用相談です。

	受付・開館時間	閉室・休館日
ロビー	9:00～21:30	水曜日・年末年始
貸室	9:00～21:30 （受付は20時まで）	水曜日・年末年始
情報ライブラリー	10:00～20:00 （日曜は17時まで）	水曜日・祝日・毎月最終火曜日・特別整理期間・年末年始
相談室	9:00～20:00 （土曜は17時まで）	水曜日・日曜日・祝日・年末年始
ホームページ http://www.toyonaka-step.jp		

豊中市民対象の健診があります

～がんや病気の早期発見のためにご活用ください～



● 大腸がん検診

(年齢) 満40歳以上

(内容) 便潜血検査

2日法

(料金) 単独の場合 300円

特定健診と同時受診は無料



● 子宮がん検診

(年齢) 満20歳以上の女性

※2年に1回受診できます

(内容) 細胞診

(料金) 頸部 600円

頸体部 1,000円



● 乳がん検診

(年齢) 満30歳以上の女性

※2年に1回受診できます

(内容) マンモグラフィ、

視触診

(料金) 500円

● 胃がん検診

(年齢) 満50歳以上

※どちらかを2年に一回受診
できます

(内容) 胃エックス線検査

(料金) 800円

(内容) 胃内視鏡検査

(料金) 1,000円



● 歯科健診

(年齢) 満30～74歳

(内容) 問診、歯周病、
虫歯の検査

(料金) 200円



※この他にも
市民健診、肺がん・結核健診、
前立腺がん健診(男性のみ)、
骨密度測定(女性のみ)
などがあります。
詳しくは「豊中市おとなの健診」
で検索をお願いします。または、
下記までお問い合わせください。

豊中市のがん検診を受診するには、受診票が必要です。

届いていない人または、健診・検診のお問い合わせは、健康政策課まで
お問い合わせください。豊中市保健所健康政策課 06-6858-2291

特定健診を 受けましょう

- 40～74歳の方は、医療保険者が実施する特定健診(身体・腹囲測定、血液検査、尿検査等)を受診できます。
- 会社にお勤めのご本人は、職場健診として実施される場合もあります。被扶養者については受診券が発行され、指定医療機関で特定健診を受診できるような仕組みもあります。
- 詳しくはご加入の医療保険者(健康保険証の発行元)にお問い合わせください。



ギャンブル依存症 かも・・・？

“ギャンブル等”について こんなことはありませんか？

- どんどん賭ける金額が増える
- やめようとするけど落ち着かなくなる、イライラする
- やめようと思ってもやめられない
- いつもギャンブルのことで頭がいっぱいになる
- 嫌な気分になるときにギャンブルをする



ギャンブル等依存症は、病気です！

ギャンブル等にのめり込んで、自分の意思ではコントロールできなくなり、多額の借金や離婚、失業など家庭生活や社会生活に深刻な影響が出ているのにやめられないという慢性的な病気です。

厚生労働省によると、これまでの生涯でギャンブル等依存症が疑われる状態になったことのある人は約320万人で、決してめずらしい病気ではなく身近な問題です。

“ギャンブル等”とは・・・

結果が偶然に左右されるゲームや競技等に対して、金銭を賭ける行為のことで、競馬・競輪・競艇などの公営競技や宝くじ、サッカーくじ、パチンコ・パチスロ、FX、先物取引市場への投資など、さまざまな種類があります。



- 負けたら、別の日に取り返しに行こうとする
- ギャンブルにのめりこんでいることを隠すために、嘘をついたり、大事な人との関係や仕事をダメにしてしまう
- ギャンブルのためにお金を借りる
⇒ 気になることがあれば、まずご相談を



相談窓口はこちら・・・

時間はかかるかもしれませんが、ギャンブル等依存症から回復することはできます。回復には「相談する」「つながる」ことが重要です。ギャンブル等の問題に関することでお困りの場合は、ご自身やご家族だけで悩まず、相談してください。回復の糸口を一緒に考えることができます。

相談先：豊中市保健所 保健予防課 精神保健係

TEL 06-6152-7315

Email: yobo-seishin@city.toyonaka.osaka.jp

第1火曜日、第3木曜日に実施

無料・匿名で予約不要

まずは受けよう！ HIV/エイズ・梅毒セット検査

HIV/エイズ・梅毒などの性感染症は、症状がなくてもパートナーに感染させる可能性があります。まずは検査を受けて、自分自身とパートナーを守りましょう！



HIVに感染すると体の免疫力が低下するんだ



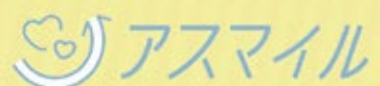
HIV/エイズについて	梅毒について
<p>エイズとは「後天性免疫不全症候群」といい、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染による免疫力低下によって発症する様々な病気の総称です。</p> <p>大阪府は、全国2番目にHIV感染者数、エイズ患者数の報告が多い地域です。</p> <p>HIVは主に性行為で感染します。咳、握手、コップの回し飲み、お風呂など普段の生活の中では感染することはありません。</p> <p>HIVに感染した場合でも、検査により感染を早期に発見できれば、毎日薬を服用することで感染していない人と同様の日常生活を送ることができます。</p>	<p>梅毒は、梅毒トレポネーマという病原菌が原因となる感染症です。主に性行為により、感染部位と直接接触した粘膜や皮膚などから感染します。</p> <p>梅毒に感染すると、感染部位(陰部、口など)にしこりや潰瘍ができ、症状が現れたり、潜伏したりしながらやがて全身に病変が生じます。</p> <p>全国的に患者数が増加しており、大阪府でも8年間で20倍に急増しています。</p> <p>検査で梅毒の感染がわかれば、抗菌薬を内服することで治療することができます。</p>

豊中市保健所では毎月第1火曜日、第3木曜日にHIV・梅毒セット検査を行っています。受付は13時～14時で、1時間半程度で結果がわかります。無料・匿名で、住所地以外の保健所でも受けることが可能です。詳しくは豊中市ホームページをご確認ください。



問い合わせ先：豊中市 保健予防課(06-6152-7316)

健康活動を記録してポイントを貯めよう!!

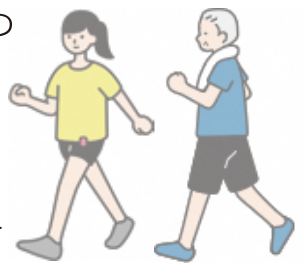


大阪府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」

内容 ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントへの参加などの健康行動を行った結果にポイントを付与し、一定のポイントがたまると、抽選に参加できたり、電子マネーなどの特典と交換できる仕組みです。

対象 18歳以上の大阪府内在住の方なら誰でも参加できます。

参加方法 専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードしていただくことで参加できます。なお、専用スマートフォンアプリを利用できない方は、専用歩数計(有料)を購入することで参加いただくことが可能です。



スマホをお持ちでない方も……

専用歩数計(有料)で参加できます。

※歩数計のみで参加される場合は、取得できるポイント項目に制限があります。



問い合わせ先
おおさか健活マイレージアスマイル事務局
電話 06-6131-5804
受付時間/9:00～17:00(12/29～1/3を除く)



～働き方改革にあわせて、余暇活動の充実を～

豊中市中小企業勤労者互助会 入会のご案内

月々500円の会費で働くみなさまに充実した福利厚生サービスを提供します

経費面や事務負担から福利厚生制度の充実が難しかった事業所でも、少額の掛金で充実した福利厚生を実現できます。

結婚や子どもが生まれたときなどの給付金や観劇・レジャー施設等チケットの割引価格での購入、宿泊補助や人間ドック、インフルエンザ予防接種の補助が利用可能です。



入会できる事業所

豊中市内に主たる事業所があり、従業員300人以下の企業等（従業員1人から加入できますが、事業主のみの加入はできません）

掛金

会費は会員1人につき月額500円
入会時のみ入会金が1人600円かかります

メリット



- ・掛金が安い！
- ・会長が豊中市長で市が運営をサポートしているので、安心
- ・掛金は、税法上、損金または必要経費として処理可能
- ・人間ドックの補助金を活用して従業員の健康管理に！
- ・自社だけでは難しい慶弔時の給付を実現
- ・福利厚生施設を利用して休みはリフレッシュ！
- ・福利厚生を充実させ、人材確保・人材の定着に！

豊中市中小企業勤労者互助会の割引協定特約施設になりませんか？

互助会会員が利用できる割引協定特約施設を募集しています。互助会会員の多くは、豊中市内で働いています。互助会会員が利用すると、定価よりも少し安い・おまけが付くなどといった、ちょっとメリットを出していただけるパートナー（連携先）を求めています。互助会への支払いは、基本的に不要。互助会は会員に割引協定特約施設の周知を行います。互助会の会員事業所以外でも歓迎。お気軽にお問い合わせください。



【問い合わせ先】 豊中市中小企業勤労者互助会事務局（くらし支援課内）
豊中市北桜塚2丁目2番1号（豊中市立生活情報センターくらしかん内）
TEL:06-6858-6863 FAX:06-6858-5095